

改正の目的

公共工事の企業評価における物差しとして、公正で実態に則した評価基準の確立

生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押し

(1) 評価項目及び基準の見直し

完工高、利益、自己資本をバランス良く加味した規模評価
(X1、X2)

- ・完工高(X1)のウエイトを0.35から0.25に、上限金額を2000億円から1000億円に引き下げ
- ・X2の指標として、利益額(EBITDA)、自己資本額を評価

企業実態を的確に反映した経営状況評価(Y)

- ・負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量を評価できる8指標による新たな評価体系
- ・企業実態に即した評点分布となるよう(例:小規模企業において高すぎる評点が出ないようにする。)評点分布を見直し。

よりの確な技術力評価(Z)

- ・元請のマネジメント能力を評価する観点から、新たに元請完工高を評価。
- ・技術力(Z)のウエイトを引き上げ。
- ・法令に基づく制度化を前提に、基幹技能者を優遇評価。
- ・1人の技術者を複数業種で重複カウントすることを制限(1人2業種まで)。

社会的責任の果たし方によって差のつく評価(W)

- ・労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数等について加点・減点の幅を拡大するとともに、W全体の評点を引き上げ
- ・法令遵守状況(建設業法に基づく行政処分)を評価対象に追加。
- ・経理の信頼性向上の取組み(会計監査人の設置等)を評価

(2) 虚偽申請防止の徹底

虚偽申請を行いにくい制度設計

- ・経理の信頼性向上の取組み(会計監査人の設置等)を評価。
- ・財務諸表のチェックマニュアルを作成するとともに、各項目の審査基準を外形化、客観化。

虚偽申請に対するペナルティ強化

- ・虚偽申請を行った場合の営業停止期間を拡大。

(3) 企業形態の多様化への的確な対応

経営状況の連結評価

- ・連結財務諸表作成義務付け会社は、経営状況を連結決算で評価。

新たな企業集団評価制度の創設

- ・連結子会社の財務状況を、連結財務諸表により評価。その他の評価項目は、実際の数値で評価

(4) その他

経営事項審査の活用

- ・競争参加資格審査を経営事項審査の結果のみによって行わないよう、地方自治体が主観的事項の審査を導入するためのマニュアルを作成
- ・入札参加資格審査や総合評価において経営事項審査の結果を活用

申請負担の軽減

- ・経営事項審査のための提出書類を見直し、申請負担を軽減。